

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

自動車税の納税をお忘れなく

日本語記事は6ページにあります。

Não se esqueça de pagar o imposto de automóvel A data de vencimento é no dia 31° de Maio (quinta-feira).

Aos proprietários de automóveis na data de 1° de abril, será enviado o boleto de pagamento do imposto, pelo Órgão estadual no início do mês de maio. Favor pagar nos escritórios estaduais, instituições financeiras ou lojas de conveniência. Portanto, os proprietários que pediram para

terceiros efetuarem os trâmites de transferência de nome, amassamento e etc. e receberam o boleto de pagamento, há a possibilidade do trâmite não ter sido efetuado até o último dia do mês março, favor verificar com os mesmos.

▼**Informação:** Escritório de Arrecadação de Imposto Estadual Nishi Mikawa Grupo do Imposto de Automóvel (Tel: 0564- 27-2712)

Please remember to make motor vehicle tax payments by May 31

In early May of this year, tax notices from the prefecture will reach people who will have had their automobile as of April 1. Please pay this tax at a prefecture tax office, banking facility or convenience store.

In addition, if you are changing the ownership of the car or scrapping your car, please make sure the procedure has finished by the end of March.

▼**Information:** Aichi Prefecture Nishi-mikawa Tax Office Automobile Tax Group (TEL 0564-27-2712)

5月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▷ところ 市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)

▷ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	とき	問合せ
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線204) または 市民課 (内線198)
多重債務相談 (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	市民相談コーナー (内線202) または経済課 (内線212)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週金曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線203) または経済課 (内線211) 福祉課 (内線142)
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (内線203) または経済課 (内線211) 福祉課 (内線142)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	担当課
税務相談	5月21日(月) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係 (内線137)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (内線276・277)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (内線223)
福祉相談 (身体障がい者)	5月20日(日) 午前10時～正午	身体障がい者福祉センター (福祉体育館内)	長寿介護課 施設係 (☎82-5151)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係 (FAX 83-1141)
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午・午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (内線333)

※詳しくは、担当課までお問合せください。

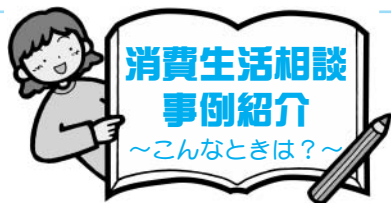
〇〇福祉の里八ツ田 相談コーナー〇〇

▷予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(予約制で各回3人)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談(予約制で6人まで)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください。



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談内容】電話で「子供に家庭教師をつけませんか」と勧誘を受け、教材とともに契約しました。教材はばら売りができなと言われ、中学3年間分をセットで購入しました。家庭教師が来るようになり1か月がたったところで、子供がどうしてもやめたいと言い出しました。解約することはできるのでしょうか。

【アドバイス】契約期間が2か月を超え、かつ契約金額が5万円を超える家庭教師派遣の契約(入会金、必要と言われた教材費を含む)は「特定商取引に関する法律」で特定継続的役務提供取引として規制されています。契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフをすることができますし、その後も契約期間内であれば中途解約ができます。教材もクーリングオフや中途解約ができます。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内 相談コーナー】毎週金曜日:午後1時～4時 ▶問合せ 市民相談コーナー (内線202)・経済課 (内線212)

【西三河県民生活プラザ】月～金曜日:午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999